

## 亡くなられた方が新型コロナウイルス感染症に感染していた場合のご葬儀について

亡くなられた方が新型コロナウイルス感染症に感染していた場合のご葬儀につきましては、厚生労働省から出されました「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や、各自治体や団体から出されている方針に基づき対応させていただくこととなりますが、今後の状況に応じて対応が変化していくことも想定されます。皆様にはその都度ご説明させていただきますので、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

### ①ご搬送ならびにご遺体の取り扱いについて

- ・亡くなられた方のご搬送は病院や施設の指示に従い、マスク・ゴーグル・手袋・防護服等を着用してお迎えにあがります。※通常の搬送料金とは別に特殊搬送費用がかかります。
- ・厚生労働省の方針に基づき、ご遺体は納体袋に収め表面を消毒し、棺に収めて目張り等の処置を施します。※通常の納棺処置とは別に消毒など特殊処置業務を行いますので別途費用がかかります。あらかじめご了承ください。
- ・故人様とのご対面はできません。

### ②火葬の対応について

- ・新型コロナウイルスは指定感染症として定められており、亡くなられてから 24 時間以内の火葬が認められておりますが、状況により火葬ができない場合がございます。
- ・火葬は各区域の火葬場の指示に従い対応致します。
- ・火葬場の方針や判断により火葬のお立ち会いやお骨上げ（拾骨）ができない場合がございます。
- ・火葬が終わるまでの間は故人様とのご対面はできません。

### ③ご葬儀について

- ・葬儀（火葬）日程などについてのお打ちは電話等を用いて行う場合がございます。
- ・ご葬儀は近親者のみでの直葬とさせていただき、しばらく期間を置いての骨葬（お骨での葬儀）やお別れ式などをご提案させていただきます。また、濃厚接触者やその疑いのある方、保健所等から自宅待機の要請を受けている方のご参列はご遠慮ください。
- ・火葬後のご葬儀（骨葬、お別れ式）の時期や形態などにつきましては、状況を見ながらご遺族とご相談し対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省ホームページなどでご確認いただければと存じます。リンクを貼り付けておりますのでご参考までにご確認ください。

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

「新型コロナウイルスに関する Q&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)